会　議　録

会　議　名	平成 27 年度　第 2 回　目黒区環境審議会
日　　時	平成 27 年 11 月 4 日（水）午後 6 時 30 分～午後 7 時 45 分
会　　場	中小企業センター第 1・2 集会室
出　席　者	委員）河野委員、松嶋委員、倉田委員、坂本委員、藤橋委員、髙林委員、 日比野委員、後藤委員、百瀬委員、小田委員、若林委員、香月委員、 伊藤委員、髙徳委員、中島委員 合計　15 名
	区職員）環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長 合計　4 名
傍　聴　者	有・　■無
配 布 資 料	**（当日配布資料）** 資料 27 - 2 - 1　目黒区環境基本計画の改定に向けた基本的方向について(諮問)(写) 資料 27 - 2 - 2　目黒区環境審議会専門委員会の設置について 資料 27 - 2 - 3　目黒区環境基本計画の改定の基本的方向について 資料 27 - 2 - 4　目黒区環境基本計画の改定スケジュール(予定)について(案) 資料 27 - 2 - 5　目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案について 資料 27 - 2 - 6　目黒清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見 資料 27 - 2 - 7　「目黒区みどりの基本計画」改定に向けた取り組み状況について 資料 27 - 2 - 8　本日の議事についてのご意見 資料番号なし　目黒区環境基本計画(平成 24 年度 3 月改定) 概要版 平成 27 年度版めぐろの環境(環境報告書) 本編／概要版 チラシ「エコプロダクツ 2015」／「エコまつり・めぐろ 2015」 第 1 回目黒区環境審議会会議録
会 議 次 第	1　開　　会 2　諮　　問 3　区長挨拶 4　議題（報告事項） （1）審議事項 ア　目黒区環境審議会専門員会の設置について イ　目黒区環境基本計画の改定の基本的方向について （2）情報提供 ア　目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案について イ　目黒清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見について ウ　平成 27 年度版めぐろの環境(環境報告書)の発行について エ　「目黒区みどりの基本計画」改定に向けた取組状況について 5　そ の 他 6　閉　　会

会議の結果 及び 主要な発言	**１　開　会** ○環境保全課長 （１）出席者数及び定足数の確認 （２）傍聴者の確認 （３）配布資料の確認 **２　諮　問** 環境審議会改定の基本的方向について、区長から環境審議会会長へ諮問 **３　区長あいさつ** **４　議題** **（１）審議事項** **ア　目黒区環境審議会専門員会の設置について** ○環境保全課長 （資料２７－２－２・資料２７－２－３に基づき、説明を行った。） ○会長 事務局からの説明の内容を踏まえ、当審議会で議論していくにあたり、いくつか決めなければならない内容がある。 まず、専門委員会の設置だが、事務局の説明どおり設置することについて了承をいただきたい。 ○全員の了承を確認 ○会長 皆様の了承をいただけたので、専門委員会を環境審議会に設置する。 設置するにあたり、専門委員会の委員の人選だが、できる限り早い時期に第１回目を開催したいと考えている。このため、審議会からは学識経験者区分２名とそれ以外の委員については、会長に一任するという方法をとらせていただきたいがいかがか。 ○全員の了承を確認 ○会長 皆様の了承をいただけたので、早急に委員を決定したいと思う。専門委員会で進捗があれば、次回 12 月の審議会で状況を報告したい。 **イ　目黒区環境基本計画の改定の基本的方向について** ○環境保全課長 （資料２７－２－４に基づき、説明を行った。） ○会長 スケジュール予定についての案の説明を踏まえ、今回の改定の方向性を決めていきたい。意見等があれば発言をお願いしたい。 ○委員 ２点ある。１点目は、今後、私たちが参加する環境審議会の中で、もう少し自由に発言ができる場があると良い。 ２ 点目、12 月の環境審議会では、事前に資料を受け取ることは可能か。私は団体の代表として出席しており、私たちが発言できる場は、ここしかない。月１回の集会で資

会議の結果 及び 主要な発言	料を基に話し合い、まとめたものを団体の代表として発言したい。 ○環境保全課長 １点目について、12 月 14 日までに専門委員会を開催することができれば、状況や進め方等について報告していく。また、ある程度進んだ形にはなるが、専門委員会の中で議論した内容を来年度第１回の環境審議会で報告し、そこで集中的にご意見をいただきたいと考えている。環境審議会でのご意見を専門委員会に反映させていきたい。 ２点目について、専門委員会については、現段階ではメンバーもスケジュールも未定である。そのため、事前に資料を配布することは約束できないが、できるだけ努力する。 **（２）情報提供** **ア　目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案について** ○清掃リサイクル課長 （資料２７－２－５に基づき、説明を行った。） ○ 会長 Ｐ.3 下部にある【取組のイメージ】がわかりやすくてよい。 ほか、気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 （特になし） **イ　目黒清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見について** ○環境保全課長 （資料２７－２－６に基づき、説明を行った。） ○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 ○委員 別紙Ｐ.1「1 全般的な事項（p.1）の（3)」について、区長意見（案）には【最優先】という文言が入っていたが、8 月 27 日提出分の区長意見ではそれがないのはなぜか。 ○環境保全課長 8 月 27 日提出分の区長意見では【細心の注意を払い】という文言に変更した。 ○委員 別紙Ｐ.3 の「3 その他の事項（p.4）＜事後調査＞」について、解体工事から建設工事が全て済んだ段階で、実際に清掃工場が運転を開始してからと思われる。当然、これからどのような予測がおきるかは不明だが、意見の中にある【必要な改善策を講じること。】とは、どこがどのような責任を取るのかが不明確である。 ○環境保全課長 東京都環境影響評価条例に基づいて進められている。工事着工前までに環境影響評価書までを作成することになる。そこで、工事による影響がどのようになるのかを評価する。その後、工事着手から完成後１年間、事後調査を行うと聞いている。工事着工中と工事完了後（稼働後）の１年間、評価書に記載した項目について実測をしていく。どのような方法かはわからないが、「事前に評価したものと実際に乖離があった場合、その項目について改善するように」といった内容になっていることをご理解いただきたい。 ○委員

会議の結果 及び 主要な発言	1年間という期間は決まっているのか。それ以降はないのか。 ○環境保全課長 条例でそこまで決まっていないが、東京二十三区清掃一部事務組合の中で決めており、それ以降はない。 ただし、東京二十三区清掃一部事務組合としては、現在も行っているが、稼働中もずっと必要な項目の調査を行う。公害防止については、排ガス、灰に含まれる放射能濃度、排水等について測定した上で公表している。それは、今後も変わらないとのこと。 ○委員 第1回環境審議会の会議録を確認したところ、P.6の委員からの「予測最大着地濃度地点が約1kmくらい。前回のときより範囲が狭くなっているのはなぜか」という質問に対し、環境保全課長は「模型を使った風洞実験を行った結果の判断と思われるが、はっきりしないので区長意見案として意見を出している。」とあるが、今回の区長意見(案)からの変更点には記載されていないのはなぜか。 ○環境保全課長 資料２７－２－６のＰ.2《２環境影響評価の項目＜大気汚染＞(５)》に記載している。 これは、案のときから入っていたので、変更はしていない。 **ウ　平成27年度版めぐろの環境(環境報告書)の発行について** ○環境保全課長 今年9月に発行。平成26年度環境保全施策に関する実績について記載しているので、ご覧いただきたい。 ○会長 気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。 （特になし） **エ　「目黒区みどりの基本計画」改定に向けた取組状況について** ○環境保全課長（みどりと公園課長欠席のため） （資料２７－２－７に基づき、説明を行った。） ○会長 今回は情報提供のみとし、次回の環境審議会で担当所管から説明させていただく。その際に質問等を受けたいと思う。 （特になし） **５　その他** ○環境保全課長 案内が2つ、相談が1つある。案内の1つ目は、エコプロダクツ２０１５が平成27年12月10日（木）から12日（土）までの期間、東京ビッグサイトで開催される。日本最大級のエコイベントで、目黒区も出展する。2つ目は、エコまつり・めぐろ２０１５が平成27年12月13日（日）の午前10時から午後3時まで、田道ふれあい館で開催される。目黒区からも出展するが、主催はエコライフめぐろ推進協会。どちらも、ぜひ足を運んでいただきたい。 次回、第3回環境審議会は、12月14日（月）午後6時30から目黒区総合庁舎2階

	大会議室で開催する予定である。 　相談については、会議録のホームページでの公表時期についてだが、今までは、会長、副会長の確認後、次の環境審議会で皆様に配布し、その後ホームページにあげ、区民の皆様に公表していた。それを今後は、会長、副会長の確認後にホームページで区民の皆様に公表したいと思うがいかがか。 ○全員の了承を確認 **６　閉会** ○ 会長 　以上で、平成 27 年度第 2 回目黒区環境審議会を終了する。 以　　上